

### 3. 職員週番の職務に関する規程

#### (構成)

第1条 職員週番は職員 2名をもって構成し、その割り当ては教務部で行う。

#### (任務)

第2条 職員週番の任務は概ね次の通りとする。

- (1) その週の職員朝会及び職員会議の司会

#### (服務時間等)

第3条 職員週番の勤務は毎週月曜日から金曜日までとする。ただし、土曜日、日曜日  
または祝祭日等に行事のある場合は、その週の週番があたる。

#### 附 則

この規程は、平成元年 4月 1日より施行する。

#### 附 則

この規程は、平成 14 年 4 月 1 日より施行する。

#### 附 則

この規程は、平成 24 年 11 月 8 日より施行する。